

令和6年4月4日	
資料提供	
担当課(室)	かつらぎ町 危機管理課
担当者	課長 齊藤 浩治
電話(代表)	0736-22-0300 (内線 2023)



懲戒処分の公表

かつらぎ町消防団は、令和6年4月3日付けでかつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第6条に規定する懲戒処分を下記のとおり行ったので公表します。

- 被処分者 ①かつらぎ町消防団 部長(運転者)
60歳代 男性 懲戒処分「停職1月」
②かつらぎ町消防団 団員(同乗者)
50歳代 男性 懲戒処分「停職1月」
- 処分発令日 令和6年4月3日
- 処分の理由
被処分者は、酒気帯び運転及び酒気帯び運転車両へ同乗したことにより、消防団員としてふさわしくない非行があったため。
- 処分内容 かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第6条第1項第3号該当